

平成 27 年(行ウ)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件
原告 岩下和雄 外 109 名
被告 国

2017 年(平成 29 年)7 月 31 日

長崎地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人
弁護士 田竈亮博

原告ら第 9 準備書面の要旨

- 1 私からは治水に関して提出した第 9 準備書面の要旨をご説明致します。
私達は、これまでの書面において長崎県は石木ダム建設という「結論ありき」で恣意的に数字合わせをしていることを指摘しました。私達が指摘する①計画規模の問題、②基本高水設定の問題、③治水対策の問題の 3 つの場面いずれにおいても石木ダム建設をするためのごまかしが含まれています。
- 2 まずは、計画規模の問題です。
私達は、計画規模設定のおかしさをいくつも指摘していますが、この要旨説明では、その中で計画規模の変遷、すなわち、もともと 1 / 30 の計画規模であったものが石木ダム計画の持ち上がった昭和 50 年に 1 / 100 に変遷した不合理性について指摘したいと思います。
川棚川の計画規模は昭和 33 年頃には 1 / 30 の計画規模とされていましたが、石木ダム計画が持ち上がった昭和 50 年に 1 / 100 へと変更されています。このタイミングでの変更は、普通に考えれば石木ダムを造るためとしか考えられません。
この点、被告は、「昭和 33 年時点においては、これまでの過去の最大洪水を基準に計画規模を決めていたが、昭和 39 年に新河川法ができたため、昭和 33 年に制定された建設省河川砂防技術基準（案）に沿って降雨の超過確率規模（何年に 1 度降る雨に対応するか）と言う考え方を使って 1 / 100 と設定した」と主張しています。
しかし、そもそも、河川法自体にどのような洪水を想定して治水対策を行うべきかという規定はありません。したがって、昭和 39 年に新河川法が制定されたから 1 / 30 が 1 / 100 に変更されたというのは理由になりません。
また、超過確率の考え方は被告の指摘する昭和 33 年の建設省河川砂防技術基準（案）から導入されていますが、同じ年（昭和 33 年）に設定された川棚川の計画規模が 1 / 30 なのです。昭和 33 年の同基準によって計画規模を変更したとの理由も時期的にあいませぬ。
また、仮に、昭和 39 年の新河川法制定により治水対策の考え方が変わったとしても、実際に計画規模が変更された昭和 50 年は、新河川法の制定から 10 年以上も経過しており、あまりに時期が離れ過ぎています。
いずれの主張も詭弁としか言えません。

やはり、ダムを造るために計画規模を変更したとしか考えられないのです。

3 次に基本高水の問題です。

今回の書面では、これまでの議論の整理を行いました。

基本高水設定の主たる問題点は、基本高水流量が $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ になる確率がどの程度あるかです。計画規模は $1/100$ 年としているのですから、 100 年に 1 回程度の確率であれば問題はありません。しかし、実際にはこの流量になる確率は 500 年～ 1000 年に 1 度です。これに対して、被告は違うのであれば違うと認否すればよいと思いますが、これまで被告はこの事実について認否していません。被告が認否しないということは、こちらの指摘が的を得ているためと私達は考えています。

$1400\text{ m}^3/\text{秒}$ の流量となる確率について、私達は 500 年～ 1000 年に 1 度の確率だと考えていますが、長崎県は想定降雨の雨量の確率は 100 年に 1 度だと言っています。

では、なぜ、このような違いが生じるのでしょうか。それは長崎県が $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ の基本高水流量を計算する際に、流量を増やすために 1 時間の雨量が突出したグラフを利用したためです。私達は、 1 時間に集中して降る降雨パターンを用いたのであれば、その 1 時間に集中して降る確率を検証する必要があると指摘していますが、被告は 3 時間に降る雨量の確率だけを計算すればよく、そうすると 100 年に 1 度の雨だと言います。

この主張も詭弁だと言わざるを得ません。 1 時間に集中して降るパターンを使ってはじめて $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ となったのであれば、その 1 時間に集中して降る確率（降雨強度の超過確率）がどのくらいあるのかを検証すべきなのは当然といえます。

この点でも、ダムを造るためにあえて発生する確率が非常に低い基本高水流量を採用していることは明らかです。

4 最後に、治水計画の問題です。

最後に、仮に、長崎県の主張する $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ を前提としてもダムが無くても現実には氾濫せずに流せるという点です。長崎県は、石木ダムがなければ氾濫が生じて甚大な被害がでるかのようになっていますが、実際には計画堤防高よりも低い水位で流せます。長崎県は余裕が欲しいと言っているのです。

仮に、余裕高が必要だとしても、実際に余裕高が足りないのはわずかな区間でしかありません。堤防の嵩上げや、掘削工事などのわずかな工事で対応可能なのです。やはり、この点からもダムはいりません。

5 証人尋問の必要性

以上述べた不合理な点を明らかにするために川棚水系河川整備基本方針・整備計画策定の各担当者、事業認定庁の責任者の証人申請を考えています。

6 最後に

石木ダムには本当に必要性があるのか、ダムを作りたいがために恣意的に必要性を作り出しているだけではないのかを裁判所には十分に考えて頂きたいと思えます。これまで私達が指摘してきた事実を基礎にすれば長崎県はダムを作るために必要性を作出しているのは明らかです。裁判所には、ダムに沈んで地権者達の生活が

理不尽に奪われることのないよう、石木ダムの事業認定を取り消して頂きますようお願い致します。

以上